

『児童発達支援自己点検及び評価シート』

作成日： 令和3年3月22日

事業所名： 堺市立第1もず園

		現在の取組内容・今後の改善目標（内容）
1 環境・体制整備	①支援内容にあった指導訓練室・相談スペース等の確保	各保育室内は生活と遊び、休息など園児の状況に合わせて多目的に使用できるよう空間づくりに工夫している。リハビリ室や相談室、保護者控室を配置している。
	②職員の専門性・配置数 あい・さかいサポートリーダーの配置の有無	併置している「相談支援室もず」にあい・さかいサポートリーダーが配置されており連携がとれている。保育士や児童指導員を基準以上に配置、各種セラピスト及び社会福祉士等専門資格をもつ職員を複数配置し、連携した支援を提供している。
	③送迎体制・添乗員の確保	園児が長時間乗車にならないようルートを工夫している。日々直接支援を行っている職員がローテーションで添乗にあたっており、特に、姿勢管理や発作等の配慮を要する重症児の送迎は児の状況をよく知っている担任や看護師が添乗するようにしている。
	④合理的配慮の視点に基づく環境整備	写真やイラスト、文字など視覚支援ツールを用いて活動の理解を促すよう工夫している。発声や上肢機能に制限のある児に対して、ビッグマックスイッチ等の器具を積極的に取り入れ、意思伝達場面の機会向上につなげている。
	⑤職員の健康診断の実施	採用時及び年1回の健康診断とストレスチェックを実施している。必要に応じ産業医面談を受けることができる。法人内に衛生委員会が設置されており、頸肩腕障害検診や健康、労働環境等に関する研修が実施されている。
2 業務改善	①アンケート等による利用児・保護者のニーズの把握とフィードバック	毎年保護者会との懇談会を実施し意見、要望を直接伺っている。無記名での利用者評価アンケートを実施、集計結果を法人のホームページ等で公表している。面談や電話で話しにくい時に利用してもらえるようホームページにご意見箱を設置した。 業務の資質向上を図るため第三者評価を受審した。
	②職員の支援技術の向上・虐待防止等の研修 (障害児通所支援事業者育成事業利用の有無)	外部講師を招いての事例検討会や専門的講義、多職種による園内研修を実施。派遣研修はコロナウィルス感染症拡大防止のため、オンラインでの研修が中心となった。国の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」を受講した園長を講師に虐待防止・権利擁護研修を実施した。

	<p>③虐待防止等のための責任者を設置</p>	<p>虐待防止受付担当者として園長代理を、虐待防止対応責任者に園長を選定している。</p>
	<p>④利用児、保護者からの苦情や意見への対応及び事業運営への反映</p>	<p>保護者からの要望が高い保護者交流会の開催数の増と新たに「就労している先輩保護者」を招いての交流を企画し進めていたが、コロナウィルス感染症拡大防止の観点から次年度へ延期することとした。</p>
<p>3 適切な 支援の 提供</p>	<p>①児童発達支援管理責任者による児童発達支援計画の作成（アセスメント・利用児及び保護者の意向確認・計画案の作成・会議開催・計画の保護者への説明及び交付）</p>	<p>入園及び次年度継続が決定後、保護者からの聴き取りを行い、支援開始時の支援計画案を作成し、保護者と確認し、計画書の交付をしている。 その後半年内に児の様子を関わる職員で討議し計画を修正、新たな支援計画案を保護者と確認し、支援計画を作成。個人懇談にて、内容の詳細を説明および交付している。</p>
	<p>②モニタリングの実施、計画の見直し</p>	<p>年3回個別支援計画をもとに保護者と面談を実施。モニタリングについては児童発達支援管理責任者が中心となり、関わる職員も含めて園児の様子や支援の方法を日常的に検討し保護者との確認を行っている。また、個別支援計画作成前には、保護者の意向を確認し（アンケート）、モニタリングの内容と合わせて、個別支援計画を修正している。</p>
	<p>③個別の課題に対応した活動内容・プログラム</p>	<p>基本的には、保育カリキュラムに基づき集団保育を実施し、その中で個々に応じた教材や関わり方を工夫し、それについては支援計画に記載し、セラピストとも連携、クラス会議、月案会議の中で確認している。例年実施している合同保育などクラスの枠組みを超えた取り組みはコロナウィルス感染症拡大防止のため中止とした。生活発表会はクラス毎の取組みとなったが他クラスの取組みを保護者とビデオで共有しあった。</p>
	<p>④ミーティング等の実施</p>	<p>職場全体に周知が必要な内容については毎日全体ミーティングを行い、内容によっては毎日保育者ミーティングの中で、タイムリーに情報共有や調整等を行っている。コロナウィルスの感染拡大防止対策等について、ミーティング等でタイムリーに情報共有を図った。毎日保育内容の詳細を担任間で確認し、保育終了後には振り返りを行い、園児の変化を確認し、次の療育につなげている。クラス会議、多職種会議（調理・セラピスト）等を行いケース検討会議も実施している。保護者支援などは担任だけでなく、児童発達支援管理責任者等も含めてのカンファレンスを行い、関係機関とも連携して支援している。</p>

	<p>⑤支援内容の記録</p>	<p>家庭連絡帳にて、毎日保護者と書面で情報共有を行っている。同時に、モニタリングシートやケース記録に記載している。その他、クラス毎の保育日誌や会議記録がある。</p>
<p>4 関 係 機 関 と の 連 携</p>	<p>①サービス担当者会議への参加（障害児相談支援事業所との連携）</p>	<p>相談支援事業所から依頼があった場合は担任や児発管、リハビリ担当者等適切な人員が参加し支援方法や各種情報の共有を行っている。また、家庭への支援が欠かせない等困難ケースについては、相談支援事業所につなぎ、連携を図っている。</p>
	<p>②認定こども園・幼稚園・保育園、保健センター等との連携</p>	<p>保護者への進路相談の一環として毎年実施してきたこども園、幼稚園の施設見学は調整の結果感染防止の観点から実施を見合わせた。移行支援として保護者を通じ個別支援計画の提供や引継ぎ会を実施した。見守りが必要なケース等は保健センターや家庭児童相談室とも連絡を取り合いながら支援している。</p>
	<p>③他の児童発達支援事業所、児童発達支援センター、障害福祉サービス事業所等との連携</p>	<p>当園での療育支援の実際を見学してもらい、各事業所や関係機関向けに実施していた施設見学会や体験についてはコロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。また、当事業団として実施している児童発達支援事業所職員への研修及び交流会はオンラインで開催した。次年度も状況に応じて内容、実施方法を検討し取り組んでいく予定である。</p>
	<p>④（特に医療的ケアを必要とする利用児について）主治医や協力医療機関等との連携・連絡体制</p>	<p>基本的には、主治医からの意見書をもとにケアを行っており、緊急対応が必要な子どもについては、まず診療所医師を通して日頃から連絡をとっている。また、通院した際には保護者に通院報告書を提出いただき情報提供をしてもらっている。</p>
	<p>⑤就学する際の移行支援（学校との引継ぎ・情報共有等）</p>	<p>引継ぎ資料として保護者の同意のもと個別支援計画を就学先に提供している。センターの担任と進学先の教諭との対面での引継ぎは感染防止の観点から今年度は行わず、電話で問い合わせをしあうなど、丁寧な移行支援を行った。</p>
	<p>⑥「あい・ふあいる」の活用</p>	<p>入園後「あい・ふあいる」を渡し、最初の個別支援計画書を交付する際に該当ページに綴じることなどその活用法を伝えている。家族支援プログラムの一つとして「あい・ふあいる」を活用したサポートブック作りを実施。未受講の職員に「あい・ふあいる」セミナーへの参加をすすめ、更なる活用と定着を図った。</p>

5 保護者への説明責任等	①運営規程、支援内容、利用者負担の説明	新入園児に対しては、利用契約についての入園前説明会で、重要事項説明書に基づいて、丁寧にお伝えしている。継続児についても、継続年度当初にあらためて説明を行っている。
	②保護者からの相談への適切な対応、必要な助言	親子登園が基本になっているので、日々の保育や給食などの場面で子どもの様子を保護者と共有し保護者の困りごとにはタイムリーに応えるようにしている。相談の内容によっては個別での面談や電話でのやりとりを行うこともある。また、担任、児童発達支援管理責任者、担当セラピスト間での情報共有を心がけている。
	③会報の発行等による活動内容や行事予定等の定期的な発信	年度初めに年間行事予定を配布。毎月の園だよりを発行し、カリキュラムは保育室に掲示し、行事予定の詳細とクラス保育の様子等園でのとりくみ、絵本や歌の紹介、各職種からの情報提供に努めている。法人全体では広報誌『事業団だより』の発行やホームページ、フェイスブックによる情報発信を行っている。
	④日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等の保護者への報告	食具の使用や特食対応については個別支援計画に記載し確認している。親子登園日には給食の様子を保護者と場面を共有している。単独登園日には、家庭連絡帳にその日の支援内容と子どもの様子、給食摂取量などを記入するとともに、翌日以降の親子登園時にあらためて口頭で伝えることもある。
	⑤おやつ代等実費徴収している費用に係る領収書の発行、精算報告	毎月引落日までに明細を記した「請求書」を発行し、保護者にお渡ししている。入金確認後、「領収書」「代理受領のお知らせ」をお渡ししている。
	⑥身体拘束を行う場合の決定手順、利用児・保護者への説明、計画への記載	身体拘束と考えられる行為について、児童発達支援管理責任者を含めた関係者で支援方法を検討する。やむを得ない場合については、保護者に説明し同意を得た上で、個別支援計画に記載。対応に関しては、今後は軽減していくという見通しと合わせて、保護者とも確認するようにしている。常に支援の質の向上を目指し、職員間で、率直に議論していく。
6 非常時の対応	①緊急時対応マニュアル、感染症マニュアル、事故対応マニュアルの整備と職員への周知	法人で、緊急時対応マニュアル、感染症対策マニュアル、事故対応マニュアルを整備している。職員研修を通して、各種マニュアルの周知をしている。緊急時対応についてはフローチャートを作成し職員室に掲示している。今後もより職員一人一人の意識の向上を図っていく。

	<p>②非常災害の計画策定、避難・救出・その他必要な訓練の実施</p>	<p>年間計画を作成し、火災・地震・不審者・自由外出児（園児捜索）訓練を行っている。必要に応じて、消防署にも協力をいただいているが、今年度はコロナウイルス感染症拡大防止のため消防署からの出動はなくなった。次年度は状況が可能であれば、協力をいただき、より実践的な内容で実施したい。</p>
	<p>③ヒヤリハット、事故の事例を収集し再発防止等について事業所内において共有</p>	<p>ヒヤリハットやけが、事故発生について、毎朝の全体ミーティングでまずはタイムリーに口頭報告し周知、注意喚起をする。その後書面にて回覧することで再発防止をより意識化している。</p>
<p>7 その 他</p>	<p>①地域との交流</p>	<p>毎年実施している近隣のこども園との施設間交流や、地域の絵本の読み聞かせボランティア団体の受け入れについては、コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施は見送りとなった。</p>